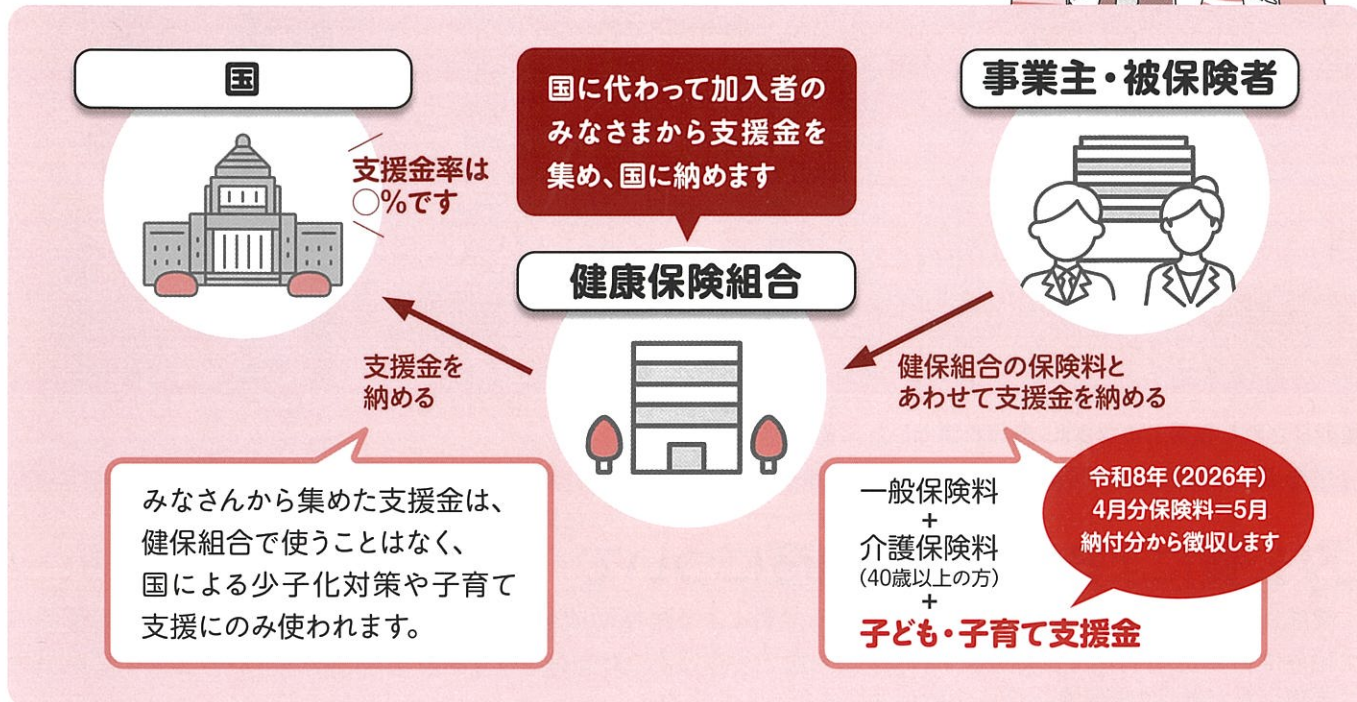


令和8年(2026年)4月から 「子ども・子育て支援金」が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。
令和8年(2026年)4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せる形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。



■子ども・子育て支援金、誰がどのくらい負担するの?

- ▶子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。
- ▶支援金の負担額は、
月給(標準報酬月額)×国が示す支援金率で決まります。
- ▶支援金率は令和10年度(2028年度)にかけて段階的に上がる見込みです。
 - 令和8年度(2026年度) 0.3%程度
 - 令和10年度(2028年度) 0.4%程度
 令和10年度の負担が上限となります



【被保険者一人あたりの負担額(令和8年度)】

例 月給(標準報酬月額) 30万円、
支援金率0.3%と仮定した場合の月額

$$30万円 \times 0.3\% = 900円/月$$

事業主と被保険者で折半



■「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます!

児童手当をより手厚く

育休手当の給付率UP

こども誰でも通園制度

妊婦さんの経済的支援

時短勤務時の
収入減をカバー

自営業・フリーランス等の方の
育児期間中の国民年金保険料免除

※令和8年(2026年)10月開始予定



負担額等の詳細は、現在国で検討が進められているところです。
詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略

